

国立歴史民俗博物館執行部会議規程

〔平成19年4月1日〕
〔歴博規第64号〕

最近改正 平成27年4月1日

(設置)

第1条 国立歴史民俗博物館に、執行部会議（以下「会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 会議は、国立歴史民俗博物館の業務の執行に関する連絡・調整のほか、館長が附議する事項について審議する。

(構成)

第3条 会議は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 館長
- (2) 副館長2名
- (3) 研究推進センター長、博物館資源センター長及び広報連携センター長
- (4) 総合研究大学院大学日本歴史研究専攻長
- (5) 管理部長

(会議)

第4条 会議は、館長が招集し、議長となる。

2 館長に事故あるときは、あらかじめ館長の指名する副館長が前項の職務を行う。

(議事)

第5条 会議の議事は、構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 館長は、必要に応じて構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、管理部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、人間文化研究機構組織規程（人間文化研究機構規程第1号）について所要の改正がなされるまでの間、本規程中の「副館長2名」は「副館長及び人間文化研究機構企画連携室員である研究教育職員」に、「研究推進センター長」は「研究連携センター長」に、「博物館資源センター長」は「歴史資料センター長」に、「広報連携センター長」は「広報連携センター準備室長」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行し、平成19年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。